提出書類通達

様式24の利用に関するガイドライン

2021年7月28日

一般社団法人日本工作機械工業会

輸出管理委員会

本ガイドラインは日工会輸出管理委員会にて独自に作成したものにつき、個別事案については必要に応じて経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易審査課にご相談下さい。

目　　次

[はじめに 1](#_Toc78363443)

[1.　目的 2](#_Toc78363444)

[2.　適用範囲 2](#_Toc78363445)

[3.　定義 2](#_Toc78363446)

[4.　構成 3](#_Toc78363447)

[5.　本文 4](#_Toc78363448)

[第1章 LOA及びEUCに関する通達規定 4](#_Toc78363449)

[1-1 LOAに関する通達規定 4](#_Toc78363450)

[1-1-1 LOAとは 4](#_Toc78363451)

[1-1-2 LOAにおける誓約事項 4](#_Toc78363452)

[1-1-3 LOAに基づく事前同意手続き 5](#_Toc78363453)

[1-1-4 LOAの廃止 5](#_Toc78363454)

[1-2 EUCに関する通達規定 5](#_Toc78363455)

[1-2-1 EUCとは 5](#_Toc78363456)

[1-2-2 EUCにおける誓約事項 6](#_Toc78363457)

[1-2-3 EUCに基づく事前同意手続き 6](#_Toc78363458)

[第2章 LOAをEUCに変更するための手続きに関する通達規定 6](#_Toc78363459)

[2-1 LOAをEUCに変更するための手続き 6](#_Toc78363460)

[2-1-1 LOAに基づく事前同意手続きに併せたEUCへの変更手続き 6](#_Toc78363461)

[2-1-2 LOAをEUCに変更するための事前同意手続き 6](#_Toc78363462)

[2-1-3 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き 7](#_Toc78363463)

[第3章 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに関する通達規定 7](#_Toc78363464)

[3-1 EUCに変更したものとみなす届け出手続きの対象となるLOA 7](#_Toc78363465)

[3-2 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件 7](#_Toc78363466)

[3-3 原輸出許可証又はLOAを破棄・紛失している場合の届け出手続き 8](#_Toc78363467)

[第4章 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件を満たすための確認手順及び確認方法に関する日工会の推奨事項 8](#_Toc78363468)

[4-1 原輸出許可証及びLOAの保有有無の確認 8](#_Toc78363469)

[4-2 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件の有無の確認 9](#_Toc78363470)

[4-2-1 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていたことを確認した場合 9](#_Toc78363471)

[4-2-2 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていなかったことを確認した場合 9](#_Toc78363472)

[4-2-3 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていたか不明な場合 9](#_Toc78363473)

[4-3 需要者要件の確認 9](#_Toc78363474)

[4-3-1 需要者要件の確認により、軍・兵器製造業者等問題となる者の存在がないことを確認した場合 10](#_Toc78363475)

[4-3-2 需要者要件の確認により、軍・兵器製造業者等問題となる者の存在を確認した場合 10](#_Toc78363476)

[4-4 EUCにおける再輸出に際する事前同意以外の許可条件の有無の確認 10](#_Toc78363477)

[4-4-1 EUCにおいて再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付された需要者でないことが確認できた場合 10](#_Toc78363478)

[4-4-2 EUCにおいて再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付された需要者であることを確認した場合 10](#_Toc78363479)

[4-4-3 需要者からEUCを取得して輸出した実績がないことを確認した場合 11](#_Toc78363480)

[4-5 LOAのタイプの確認 11](#_Toc78363481)

[4-6 工作機械（又はプログラム）の使用場所、用途等の確認 11](#_Toc78363482)

[4-6-1 需要者に日工会参考様式1～4のいずれかを送付する場合 12](#_Toc78363483)

[4-6-2 需要者に日工会参考様式1～4のいずれも送付しない場合 12](#_Toc78363484)

[4-7 工作機械（又はプログラム）の使用場所、用途等情報の取得 12](#_Toc78363485)

[4-7-1 需要者から「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得した場合 12](#_Toc78363486)

[4-7-1-1 日工会参考様式1又は2を送付した需要者から調査票を取得した場合 13](#_Toc78363487)

[4-7-1-2 日工会参考様式3又は4を送付した需要者から調査票を取得した場合 14](#_Toc78363488)

[4-7-2 需要者から「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得できない場合 16](#_Toc78363489)

[4-8 最終用途誓約書に係る注意事項の説明 16](#_Toc78363490)

[4-8-1需要者に日工会参考様式5を送付する場合 16](#_Toc78363491)

[4-8-2 需要者に日工会参考様式5を送付しない場合 17](#_Toc78363492)

[4-9 最終用途誓約書に係る注意事項の承諾取得 17](#_Toc78363493)

[4-9-1 需要者から日工会参考様式5の複写を取得した場合 17](#_Toc78363494)

[4-9-2 需要者から日工会参考様式5の複写を取得しない場合 17](#_Toc78363495)

[第5章 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き後の注意事項 18](#_Toc78363496)

[5-1 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き後の注意事項 18](#_Toc78363497)

[5-2 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き受理後の注意事項 18](#_Toc78363498)

# はじめに

日本から大量破壊兵器関連の貨物や技術を受ける特定の国の需要者は、輸出者を通じて経済産業省に誓約書（需要者等の誓約書）を提出することにより、経済産業省から課された取り扱いの制限に同意している。この仕組みは1992（平成4）年8月14日から始まり、現在は経済産業省 貿易経済協力局の通達「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出許可申請に係る提出書類及び注意事項について（提出書類通達）」において規定されている。

これまでの間、経済産業省は特定の国の需要者に課す制限の内容を二度ほど変更している。これについて留意すべき点は、三種類の誓約書が規定され、経済産業省が課す制限の内容も少しずつ異なっていること、そして過去の通達に基づく誓約書であっても多くの場合その誓約事項の有効性が残っていることである。現行の提出書類通達にて規定されている誓約書（新誓約書）以外は古い通達上の誓約書（旧誓約書）ではあるが、工作機械は長期に亘り使用されるため旧誓約書が掛かったものが数多く現存しており、その誓約事項は現在も有効である。

従前より、経済産業省は旧誓約書を新誓約書に変更するための届け出手続きを設けているが、この手続きを行うためには輸出者が需要者を訪問して新誓約書へのサインを取得しなければならないため手続きの利用が進まず、当会が調査した限りにおいても、工作機械に関しては1万件（2万台分）以上の旧誓約書が残った状態にある。

そこで、当会は（一財）安全保障貿易情報センター（CISTEC）の協力を得て、2018年3月30日に経済産業省 輸出管理当局に要望書「旧誓約書の取り扱いに関する要望」を提出し、旧誓約書の誓約事項を自動的に新誓約書の誓約事項に読み替えて頂けるよう要望した。

この要望書に基づき、2020年5月15日に提出書類通達が改正・施行され、旧誓約書を新誓約書に読み替えたものとみなすための届け出手続きが新たに規定された。この手続きは、輸出者が旧誓約書を持つ需要者の現在の事業内容、貨物・技術の使用場所及び用途等を確認し、需要者から新誓約書に掛かる制限への理解を得ることによって初めて可能となるものであるが、それらの確認方法に関する具体的な規定はなく専ら輸出者に委ねられている。換言すれば経済産業省による輸出者への信任のもとに規定された手続きと言える。

その一方で、輸出者によって需要者への確認方法や確認の程度が著しく異なるとなれば複数の輸出者から機械を購入した需要者が違和感を抱く懸念がある。

また、輸出者による需要者への確認の程度が著しく安易なものとなれば、その確認を経て新誓約書に読み替えた工作機械に将来的な輸出管理事故のリスクが生じうる。

こうした点に鑑み、この度当委員会は輸出管理上のリスクを招くことなく工作機械に関する旧誓約書を円滑に新誓約書に移行させるために、工作機械の輸出者に参考にして頂きたい事柄を本ガイドラインに纏めた。この手続きに係る各規定に関する不明点ついて経産省に確認した結果も掲載しており多くの輸出者に参考にして頂ける内容となっているので、是非とも活用して頂きたい。

2021年7月

輸出管理委員会 委員長　加藤　伸仁

# 1.　目的

本ガイドラインは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（以下「提出書類通達」という。）様式24の利用に際する注意事項を示すことを目的とする。

# 2.　適用範囲

本ガイドラインは以下の業務に適用する。

(1)輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第1の2の項(12)に該当する数値制御工作機械の輸出者による経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「経産省」という。）への提出書類通達様式24の届け出に係る業務。

(2)外国為替令（以下「外為令」という。）別表2の項(2)に該当する数値制御プログラムの提供者による経産省への提出書類通達様式24の届け出に係る業務。

# 3.　定義

本ガイドラインで使用する用語を以下に定義する。

(1)「外為法」とは、外国為替及び外国貿易法（法律第228号　昭和24年12月1日）をいう。

(2)「輸出令」とは、輸出貿易管理令（政令第378号 昭和24年12月1日）をいう。

(3)「外為令」とは、外国為替令（政令第260号 昭和55年10月11日）をいう。

(4)「核兵器等開発等省令」とは、輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令（経済産業省令第249号 平成13年12月28日）をいう。

(5)「通常兵器開発等省令」とは、輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（経済産業省令第57号 平成20年8月27日）をいう。

(6)「大量破壊兵器通達」とは、2012（平成24）年4月1日に廃止された、大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について（平成4年7月31日 4貿局第283号）をいう。

(7)「提出書類通達」とは、輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（輸出注意事項24第18号 平成24年3月23日貿局第1号）をいう。

(8)「運用通達」とは、輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号 昭和62年11月6日 貿易局）をいう。

(9)「様式24」とは、提出書類通達様式24をいう。

(10)「工作機械」とは、輸出令別表第1の2の項（12）に該当する数値制御工作機械をいう。

(11)「プログラム」とは、外為令別表2の項(2)に該当する数値制御プログラムをいう。

(12)「LOA」とは、大量破壊兵器通達別記4.1(1)及び(2)で規定されていた、需要者等の誓約書及び輸出者等の誓約書(LETTER OF ASSURANCE)をいう。

(13)「LOAタイプ1」とは、1992（平成4）年8月14日から2001（平成13）年7月31日まで適用されていた大量破壊兵器通達で規定される、需要者等の誓約書及び輸出者等の誓約書をいい、経産省が定めた参考様式「STATEMENT OF ASSURANCE」を指す[[1]](#footnote-1)。

(14)「LOAタイプ2」とは、2001（平成13）年8月1日から2012（平成24）年3月31日まで適用されていた大量破壊兵器通達で規定される、需要者等の誓約書及び輸出者等の誓約書をいい、経産省が定めた参考様式「LETTER OF ASSURANCE」を指す[[2]](#footnote-2)。

(15)「EUC」とは、提出書類通達様式2で規定される最終用途誓約書（END USE CERTIFICATE）をいう。

(16)「再移転」とは、日本から輸出された貨物又は日本から提供された技術を同一国内にて所有権又は使用権の変更を伴わずに移転することをいう。

(17)「再販売」とは、日本から輸出された貨物又は日本から提供された技術を同一国内にて所有権又は使用権を変更することをいう。

(18)「再輸出」とは、日本から輸出された貨物又は日本から提供された技術を別の国に輸出することをいう。

(19)「CISTEC」とは、一般財団法人安全保障貿易情報センターをいう。

# 4.　構成

(1)第1章は、LOA及びEUCに関する通達規定の内容を示す。

(2)第2章は、LOAをEUCに変更するための手続きに関する通達規定の内容を示す。

(3)第3章は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに関する通達規定の内容を示す。

(4)第4章は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件を満たすための確認手順及び確認方法に関する日工会の推奨事項を示す。

(5)第5章は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き後の注意事項を示す。

# 5.　本文

# 第1章 LOA及びEUCに関する通達規定

## 1-1 LOAに関する通達規定

### 1-1-1 LOAとは

1992（平成4）年8月14日に大量破壊兵器通達が施行された。

この大量破壊兵器通達では、運用通達別表第1の別紙の（注2）[[3]](#footnote-3)に定める「ろ地域」を仕向け地として、工作機械又はプログラムを輸出する場合は、需要者による輸出者への誓約書（文書名「需要者等の誓約書[[4]](#footnote-4)」）及び輸出者による経産省への誓約書（文書名「輸出者等の誓約書[[5]](#footnote-5)」）の提出が必要である旨が規定されていた。

　これらの両誓約書は英語表記LETTER OF ASSURANCEの略語からLOAと呼ばれている。

なおLOAには、1992（平成4）年8月14日から2001（平成13）年7月31日まで適用されていたLOAタイプ1（STATEMENT OF ASSURENCE）と、2001（平成13）年8月1日から2012（平成24）年3月31日まで適用されていたLOAタイプ2（LETTER OF ASSURANCE）がある。

### 1-1-2 LOAにおける誓約事項

　LOAタイプ1とLOAタイプ2では輸出者による経産省への誓約事項が異なる。

具体的には、LOAタイプ1では工作機械（又はプログラム）を再輸出する場合に経産省から事前同意を得る旨の誓約が課せられており、LOAタイプ2では再輸出する場合のみならず、再販売又は再移転する場合にも経産省から事前同意を得る旨の誓約が課せられている。

　両誓約書における主な誓約事項の詳細は以下の通り。

(1)LOAタイプ1における誓約事項

①LOAタイプ1における需要者による輸出者への主な誓約事項は次の通り。

ア．工作機械（又はプログラム）の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）の開発又は製造には使用しない。

イ．需要者は工作機械（又はプログラム）の再輸出をしない。やむを得ずこれらを行う場合には、工作機械（又はプログラム）の輸出者の事前同意を得る。

なお、「需要者が工作機械（又はプログラム）の再販売を行う場合には、輸出者の事前同意を得る」旨の誓約が経産省から追加的に課される場合もある。

②LOAタイプ1における輸出者による経産省への主な誓約事項は次の通り。

ア．輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再輸出のための事前同意を求められた場合は、経産省の事前同意を得る。

イ．輸出者が需要者における誓約書違反を把握した場合には、直ちに経産省に報告する。

なお、「輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再販売のための事前同意を求められた場合は、経産省の事前同意を得る」旨の誓約が経産省から追加的に課される場合もある。

(2)LOAタイプ2における誓約事項

①LOAタイプ2における需要者による輸出者への主な誓約事項は次の通り。

ア．工作機械（又はプログラム）の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）の開発又は製造には使用しない。

イ．需要者は工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出をしない。やむを得ずこれらを行う場合には、工作機械（又はプログラム）の輸出者の事前同意を得る。

②LOAタイプ2における輸出者による経産省への主な誓約事項は次の通り。

ア．輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出のための事前同意を求められた場合は、経産省の事前同意を得る。

イ．輸出者が需要者における誓約書違反を把握した場合には、直ちに経産省に報告する。

### 1-1-3 LOAに基づく事前同意手続き

需要者による工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出がLOAにおける誓約事項に該当する場合は、需要者から輸出者に事前同意相談を行い、それを受けた輸出者が経産省に事前同意手続きを行う仕組みとなっていた。

　経産省が需要者による工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出に同意した場合は輸出者を通じて需要者にその旨が伝えられ、これにより需要者にて再移転、再販売又は再輸出を行うことができた。

なお、再販売又は再輸出により工作機械（又はプログラム）の所有権が「ろ地域」の新たな需要者に代わる場合には、新たな需要者と当初の日本の輸出者が経産省にLOAを提出し、経産省への誓約事項を引き継いでいた。

### 1-1-4 LOAの廃止

　2012（平成24）年4月1日に大量破壊兵器通達が廃止された。これにより、以降の工作機械（又はプログラム）の輸出に際してLOAは用いられていない[[6]](#footnote-6)。

　ただし、既に発行されたLOAの誓約事項は、2012（平成24）年4月1日以降、現在も引き続き有効であるため注意を要する。

## 1-2 EUCに関する通達規定

### 1-2-1 EUCとは

2012（平成24）年4月1日、大量破壊兵器通達が廃止され、新たに提出書類通達が施行された。

現在も適用されている提出書類通達では、運用通達別表第1の別紙の（注）に定める「ろ地域」を仕向け地として、工作機械（又はプログラム）を輸出する場合は、需要者による経産省への誓約書（文書名「最終用途誓約書[[7]](#footnote-7)」）の提出が必要である旨が規定されている。

　この最終用途誓約書は英語表記END USE CERTIFICATEの略語からEUCと呼ばれている。

### 1-2-2 EUCにおける誓約事項

需要者が経産省に提出しているEUCにおける主な誓約事項は以下の通り。

(1)工作機械（又はプログラム）の用途は民生用途に限り、大量破壊兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）の開発又は製造には使用しない。

(2)工作機械（又はプログラム）を再輸出しない。やむを得ず再輸出する場合には、工作機械（又はプログラム）の輸出者の事前同意を得る[[8]](#footnote-8)。

(3)工作機械（又はプログラム）を再販売又は再輸出する場合には、新たな需要者からEUCを取得する[[9]](#footnote-9)。

### 1-2-3 EUCに基づく事前同意手続き

需要者が工作機械（又はプログラム）を再輸出する場合は、EUCに基づき需要者から輸出者に事前同意相談を行い、それを受けた輸出者が経産省に事前同意手続きを行う仕組みとなっている。

　経産省が需要者による工作機械（又はプログラム）の再輸出に同意した場合は輸出者を通じて需要者にその旨が伝えられ、これにより需要者は再輸出を行うことができる。

なお、需要者による再販売又は再輸出により工作機械（又はプログラム）の所有権が「ろ地域」の新たな需要者に代わる際には、需要者自身が新たな需要者との間でEUCを交わし、経産省への誓約事項を引き継ぐこととなっている。

# 第2章 LOAをEUCに変更するための手続きに関する通達規定

## 2-1 LOAをEUCに変更するための手続き

提出書類通達では、LOAをEUCに変更する方法として以下の3つが規定されている。

### 2-1-1 LOAに基づく事前同意手続きに併せたEUCへの変更手続き

提出書類通達Ⅲ．1では、　LOAに基づく事前同意手続きに併せたEUCへの変更手続きに関する規定がある。

LOAに基づき、輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出の事前同意相談を受けた場合、輸出者は需要者からEUCを取得することとなっている。

これにより、輸出者は経産省に対する事前同意手続きに併せてLOAをEUCに変更するための手続きをすることができる。

### 2-1-2 LOAをEUCに変更するための事前同意手続き

提出書類通達Ⅲ．3では、LOAをEUCに変更するための事前同意手続きに関する規定がある。

輸出者が経産省に対し、LOAをEUCに変更するための事前同意手続きをする場合はEUCの提出が要されており、これにより需要者が保有するLOAをEUCに変更することができる。

ただし、輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出の事前同意相談を受けた際にはこの手続きの利用は認められておらず[[10]](#footnote-10)、その場合は2-1-1の手続きを行わなければならない。

### 2-1-3 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き

提出書類通達Ⅲ．4では、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに関する規定がある。

LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きとは、輸出者が需要者からEUCを取得することなくLOAをEUCに読み替えるための手続きを指す。

この手続きに際し、輸出者には経産省への様式24の届け出が要されているが、その届け出に先立ち需要者への確認事項があるため注意を要する。

なお、輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再移転、再販売又は再輸出の事前同意に関する相談を受けた際にはこの手続きの利用は認められておらず、その場合は2-1-1の手続きを行わなければならない。

# 第3章 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに関する通達規定

## 3-1 EUCに変更したものとみなす届け出手続きの対象となるLOA

EUCに変更したものとみなす届け出手続きの対象となるLOAについて、提出書類通達Ⅲ．4では以下のように規定されている。

(1)原輸出許可時において、経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されなかった工作機械（又はプログラム）に係るLOA。

(2)原輸出許可時において、経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていた場合であって、既にその許可条件を履行済みの工作機械（又はプログラム）に係るLOA。

(3)経産省からの事前同意時において再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されなかった工作機械（又はプログラム）に係るLOA。

(4)経産省からの事前同意時において再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていた場合であって、既にその許可条件を履行済みの工作機械（又はプログラム）に係るLOA。

## 3-2 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件

LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件について、提出書類通達Ⅲ．4では以下の(1)から(4)のように規定されている。

(1)原輸出許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者並びに貨物及び技術の使用場所に変更がないこと並びに貨物及び技術の最終用途が民生用途に限られていること。

(2)旧誓約書に係る最終需要者が新誓約書に係る許可又は同意において貨物（又はプログラム）の再販売若しくは再移転又は技術の再提供（当初の技術の提供先国で提供する場合に限る。）に係る事前同意に係る条件が付された最終需要者でないこと。

(3)最終需要者及びその関係者に軍、兵器製造業者等問題となる者の存在がないこと。

(4)原輸出許可時又は再輸出・再販売等の事前同意時の最終需要者に誓約書注意事項の内容を説明し、当該最終需要者が理解したこと。

## 3-3 原輸出許可証又はLOAを破棄・紛失している場合の届け出手続き

輸出者は、工作機械（又はプログラム）の輸出関連書類を輸出後7年間保管しなければならない[[11]](#footnote-11)が、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの対象となる工作機械（又はプログラム）の輸出関連書類は作成後8年以上経過しているため、輸出者にて既に処分している可能性もある。

しかし、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに際しては、輸出者にて原輸出許可証及びLOA（事前同意を得ている場合は事前同意書及び事前同意時のLOA）を保有していることを確認しなければならない。

仮に、輸出者にて原輸出許可証又はLOA（事前同意を得ている場合は事前同意書又は事前同意時のLOA）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は、需要者から新たにEUCの原本を取得することにより、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きが可能となる[[12]](#footnote-12)。

なお、原輸出許可時（又は事前同意時）に経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていた場合であって、輸出者にてその履行報告書を破棄・紛失してしまっている場合は、たとえ需要者から新たにEUCの原本を取得したとしてもLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きはできないため注意を要する[[13]](#footnote-13)。その場合は、2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

# 第4章 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件を満たすための確認手順及び確認方法に関する日工会の推奨事項

　当委員会は、2020年3月から4月にかけて経産省が募集した提出書類通達改正案に関するパブリックコメントや経産省への個別の確認によりこれらの規定の解釈を明らかにしている。これに基づき、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件を満たすための確認手順及び確認方法に関する日工会の推奨事項を以下に記す。

　なお、以下の記述内容を分かり易く示すべく、別途「提出書類通達様式24の届け出に先立つ確認フロー図」を作成しているので参考にして頂きたい。

## 4-1 原輸出許可証及びLOAの保有有無の確認

輸出者にて原輸出許可証及びLOA（事前同意を得ている場合はこれらの書類に代わり事前同意書及び事前同意時のLOA）の保有有無を確認しなければならない。これらの書類の有無を確認したうえで4-2を参照する。

## 4-2 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件の有無の確認

輸出者にて保有する記録類で以て、原輸出許可時（又は事前同意時）に経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていたかを確認しなければならない。

例えば、工作機械の輸出者の中には、社内の管理システムや管理台帳において経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付された輸出案件を記録している場合がある。こうした事例を参考に許可条件の有無を確認する。

### 4-2-1 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていたことを確認した場合

4-2により、原輸出許可時（又は事前同意時）に経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていたことを確認した場合は、その履行報告書の保有有無を確認する。

履行報告書があることを確認した場合は4-3を参照する。履行報告書がないことを確認した場合は、2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

### 4-2-2 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていなかったことを確認した場合

4-2により、原輸出許可時（又は事前同意時）に経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていなかったことを確認した場合は4-3を参照する。

ただし、原輸出許可時（又は事前同意時）において再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていなかったことを経産省に説明できる状態にしておく。

### 4-2-3 再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていたか不明な場合

4-2により、原輸出許可時（又は事前同意時）に経産省から再移転、再販売又は再輸出に際する事前同意以外の許可条件（据付報告や使用状況報告等）が付されていたか不明な場合は、2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

## 4-3 需要者要件の確認

LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きでは、需要者及びその関係会社（出資者や子会社）に軍・兵器製造業者等問題となる者の存在がないことが適用条件の一つとなっているため、LOAが掛かる需要者に対する一次審査として、需要者情報を確認する。

具体的な確認内容は以下の通り。

(1)需要者のホームページでの事業内容の確認（英文サイトだけでは公開情報が少ない場合も多いため、可能な限り現地語サイトも確認）。

(2)経済産業省が公表する外国ユーザーリストに基づく需要者情報の有無の確認。

(3)米国政府が公表するDenied Persons List、Entity List、Unverified Listに基づく需要者情報の有無の確認。

(4)CISTECが提供している情報に基づく需要者情報の有無の確認。

また、現地の地方政府のホームページでも需要者に関する情報を確認できる場合がある。

なお、需要者の関係会社（出資者や子会社）のホームページも可能な範囲で確認する。

### 4-3-1 需要者要件の確認により、軍・兵器製造業者等問題となる者の存在がないことを確認した場合

4-3により、需要者及びその関係会社（出資者や子会社）において軍・兵器製造業者等問題となる者の存在がないことを確認した場合は4-4を参照する。

### 4-3-2 需要者要件の確認により、軍・兵器製造業者等問題となる者の存在を確認した場合

4-3により、需要者及びその関係会社（出資者や子会社）において軍・兵器製造業者等問題となる者の存在を確認した場合は、需要者に照会のうえ懸念が払しょくできた場合は4-4を参照する。

なお、懸念が払しょくできなかった場合は2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

## 4-4 EUCにおける再輸出に際する事前同意以外の許可条件の有無の確認

LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに係る需要者から2012（平成24）年4月1日以降にEUCを取得して工作機械（又はプログラム）を輸出した実績がある場合、輸出者はEUCに係る許可において再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付されていなかったことを確認しなければならない。この確認に関して経産省から次のコメントが出ているため注意を要する[[14]](#footnote-14)。なお、これらについては輸出者自身が得た輸出許可実績を基に確認すれば足り、他社が得た輸出許可実績までをも確認する必要はない。

1. LOAが掛かっている工作機械（又はプログラム）を保有する当該需要者からEUCを取得して工作機械（又はプログラム）を輸出した実績がない場合は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの対象に含める。
2. EUCに係る許可において再輸出に際する事前同意以外の許可条件（再移転又は再販売に際する事前同意、据付報告、使用状況報告等）が一度でも付されたことのある需要者は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの対象から外れる。

### 4-4-1 EUCにおいて再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付された需要者でないことが確認できた場合

　4-4により、EUCにおいて再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付された需要者でないことが確認できた場合は、4-5を参照する。

### 4-4-2 EUCにおいて再輸出に際する事前同意以外の許可条件が付された需要者であることを確認した場合

　4-4により、EUCにおいて再輸出に際する事前同意以外の許可条件（再移転又は再販売に際する事前同意、据付報告、使用状況報告等）が付された需要者であることを確認した場合は、2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

### 4-4-3 需要者からEUCを取得して輸出した実績がないことを確認した場合

4-4により、需要者からEUCを取得して輸出した実績がないことを確認した場合は4-5を参照する。

## 4-5 LOAのタイプの確認

大量破壊兵器通達では、LOAに需要者の名称及び所在地、工作機械（又はプログラム）の使用場所及び目的、誓約事項、需要者のサイン及び日付等を記載するよう規定されていたため、それらの記載事項からそのLOAがLOAタイプ1又はLOAタイプ2のいずれに当たるのかを判別することが可能である。

なお、4-1においてLOAを保有していないことを確認した場合は、原輸出許可証における申請年月日（事前同意を得ている場合は事前同意書における相談日）からLOAのタイプを判別する。

また、4-1において原輸出許可証及びLOA（事前同意を得ている場合は事前同意書及び事前同意時のLOA）のいずれも保有していないことを確認した場合は、輸出者にて保有する何らかの書類から輸出許可の申請年月日（事前同意を得ている場合は事前同意の相談日）によってLOAのタイプを判別する。

以上について確認のうえ、4-6を参照する。

## 4-6 工作機械（又はプログラム）の使用場所、用途等の確認

3-2の通り、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きには複数の適用条件があり、需要者への確認なくして適合性を判断できないものが含まれている。

適用条件に対する適合性の判断は輸出者による需要者への訪問確認を通じて行われるのが最も確実ではあるものの、訪問確認を行える場合には需要者からEUCを取得することにより、むしろ提出書類通達Ⅲ．3にて規定される（本ガイドライン2-1-2にて記す）LOAをEUCに変更するための事前同意手続きにて足りることとなる。

提出書類通達Ⅲ．4にて規定されるLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きは、工作機械業界において需要者への訪問確認が行えずLOAからEUCへの変更が進まない状況に鑑み2018年3月30日に日工会がCISTECとの連名にて経済産業省輸出管理当局に提出した要望書「旧誓約書の取り扱いに関する要望」を契機に2020年5月15日に設けられた手続きである。

したがって、当委員会は工作機械業界各社において需要者への訪問確認が困難であるものと捉えたうえで、最低でもレターやEメールによる需要者への確認を推奨するものである。

なお、当委員会では、レターやEメールによる需要者への確認に際して送付する書類として以下4種類の日工会参考様式を用意した。

(1)輸出者にてLOAタイプ1を保有している場合に需要者に送付する、日工会参考様式1「STATEMENT OF ASSURANCEが掛かる工作機械に関する調査へのご協力のお願い」[[15]](#footnote-15)

(2)輸出者にてLOAを保有していないものの、保有する何らかの書類から需要者が所有・使用する工作機械（又はプログラム）にLOAタイプ1が掛かっている旨を把握した場合に当該需要者に送付する、日工会参考様式2「工作機械の使用状況等に関する調査へのご協力のお願い」[[16]](#footnote-16)

(3)輸出者にてLOAタイプ2を保有している場合に需要者に送付する、日工会参考様式3「LETTER OF ASSURANCEが掛かる工作機械に関する調査へのご協力のお願い」[[17]](#footnote-17)

(4)輸出者にてLOAを保有していないものの、保有する何らかの書類から需要者が所有・使用する工作機械（又はプログラム）にLOAタイプ2が掛かっている旨を把握した場合に当該需要者に送付する、日工会参考様式4「工作機械の使用状況等に関する調査へのご協力のお願い」[[18]](#footnote-18)

輸出者におけるLOAの保有の有無、LOAのタイプに応じて需要者に送付する様式を判断のうえ、利用することを推奨する。

なお、これらの日工会参考様式はLOAにサインをした者を宛先として送付するのが最も望ましいが、工作機械（又はプログラム）の移動に関して決裁権を有する役職者（例：工場長や生産管理部門長）に確実に渡るのであれば、その宛先は問わない。

### 4-6-1 需要者に日工会参考様式1～4のいずれかを送付する場合

4-6により、需要者に日工会参考様式1～4を送付する場合は4-7を参照する。

### 4-6-2 需要者に日工会参考様式1～4のいずれも送付しない場合

4-6により、需要者に日工会参考様式1～4のいずれも送付しない場合は、他の方法にて適用条件への適合性を判断するための情報を需要者から取得する必要があるが、その内容については本ガイドラインでは言及しない。

　なお、当委員会は適用条件への適合性を判断するための情報については需要者からもたらされる資料や文書等輸出者にて保管できる媒体によって確認することを推奨しており、輸出者にて保管できない媒体での確認（例：電話確認、口頭確認）は推奨しない。

## 4-7 工作機械（又はプログラム）の使用場所、用途等情報の取得

需要者から日工会参考様式の別添にある「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得し、需要者における工作機械（又はプログラム）の使用場所、用途等の情報を確認する。

### 4-7-1 需要者から「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得した場合

需要者から「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得した場合は、調査票に対する需要者のサイナーが工作機械（又はプログラム）の移動について決裁権を有する役職者（例:工場長や生産管理部門長）であることを確認する。これは、サイナーによって需要者による回答の確からしさを確保するという趣旨である。工作機械（又はプログラム）の移動について決裁権を有さない者によってサインが行われた疑いがある場合には、輸出者として回答内容の確からしさを認めるまで需要者に確認することを推奨する。

#### 4-7-1-1 日工会参考様式1又は2を送付した需要者から調査票を取得した場合

輸出者が日工会参考様式1又は同様式2を送付した需要者から調査票を取得した場合の確認事項は以下の通り。

(1)需要者名の確認

　 LOAに記されている最終需要者に変更がないことが適用条件の一つとなっているため、需要者名の変更有無を確認する。

なお、LOAタイプ1の場合は再販売に際して輸出者及び経産省への事前同意手続きを要されていないため、需要者の変更事実を確認した場合であってもLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件に合致しているものとして判断する。

(2)使用場所の確認

LOAに記されている工作機械（又はプログラム）の使用場所に変更がないことが適用条件の一つとなっているためこれを確認する。

ただし、LOAタイプ1の場合は同一国内での再移転に際しては輸出者及び経産省への事前同意手続きを要されていないため、使用場所の変更事実を確認した場合であってもそれが同一国内である場合はLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件に合致しているものとして判断する。

一方、LOAタイプ1が掛かる工作機械（又はプログラム）が本ガイドライン脚注19の国[[19]](#footnote-19)以外に再輸出されていたことを確認した場合は再輸出当時において経産省への事前同意手続きが行われていなかったこと（誓約書違反であること）が明らかとなる。

ただし、経産省はLOAタイプ1が掛かる工作機械（又はプログラム）が現行の「い地域①」（脚注19の国のほか、アルゼンチン及びニュージーランド）又は「り地域」（韓国）のいずれかに再輸出されていた場合は誓約書違反とはみなさない旨回答している。

したがって、これらの国以外に再輸出されていたことを確認した場合はLOAをEUCと変更したものとみなすための届け出手続きの対象から外れるものと解し、需要者に詳細を確認のうえ提出書類通達様式14を経産省に提出し、事前同意手続きの不履行があった旨を報告しなければならない。

なお、工作機械（又はプログラム）が現行の「い地域①」又は「り地域」（韓国）に再輸出されていたことを確認した場合は、当該国の輸出管理制度下にある工作機械（又はプログラム）とみなされるため誓約書違反に当たらずLOAも消滅するため、EUCに変更したものとみなす届け出自体が要されなくなる。

(3)需要者要件の確認

需要者及びその関係会社に軍・兵器製造業者等問題となる者の存在がないことが適用条件の一つとなっているためこれを確認する。

なお、この適用条件は提出書類通達Ⅰ．③「（前略）最終需要者の関係者に軍、兵器製造等問題となる者の存在はないか」の規定における関係者と同義であり 、需要者と資本関係がある者（出資者や子会社などで情報を入手できる範囲）を指す。また、軍・兵器製造業者等問題となる者とは、軍と関係がある者又は核兵器等若しくは通常兵器を開発・製造するものを指す。

需要者からの回答により、軍・兵器製造業者等問題となる者である旨の回答を得た場合は、需要者に詳細を確認し事実を把握しなければならず、それにより軍・兵器製造業者等問題となる者であることが明らかとなった場合はLOAをEUCに変更したものとみなすための届け出手続きの対象から外れる。

(4)用途要件の確認

最終用途が民生用途に限られていることが適用条件の一つとなっているためこれを確認する。なお、この確認に際しては需要者が工作機械（又はプログラム）で製造した加工物の納入先における用途も含めて可能な範囲で需要者から回答を得る必要がある。

需要者からの回答により、最終用途が民生用途でない旨の回答を得た場合は、需要者に詳細を確認し事実を把握しなければならず、それにより民生用途でないことが明らかとなった場合はLOAをEUCに変更したものとみなすための届け出手続きの対象から外れると共に、直ちにその旨を経産省に報告しなければならない。

上記(1)から(4)の確認によりLOAをEUCとみなすための届け出手続きの全ての適用条件に合致した場合は4-8を参照する。合致しない場合はLOAをEUCとみなすための届け出手続きの対象から外れ、2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

#### 4-7-1-2 日工会参考様式3又は4を送付した需要者から調査票を取得した場合

輸出者が日工会参考様式3又は同様式4を送付した需要者から調査票を取得した場合の確認事項は以下の通り。

(1)需要者名の確認

LOAに記されている最終需要者に変更がないことが適用条件の一つとなっているため、需要者名の変更有無を確認する。

LOAタイプ2の場合は、再販売に際して輸出者及び経産省への事前同意手続きが要されているため、需要者の変更事実を確認した場合は以下の点に注意しなければならない。

①転売による所有者又は使用者の変更事実を確認した場合は、需要者に詳細を確認のうえ提出書類通達様式14を経産省に提出し、事前同意手続きの不履行があった旨を報告しなければならない。

②所有者若しくは使用者が第三者と合併した又は所有者若しくは使用者が第三者に買収されたことにより経営権の変更事実を確認した場合は、需要者に詳細を確認のうえ2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

③上記①及び②以外の単なる社名変更の事実を確認した場合は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件に合致しているものとして判断する。

(2)使用場所の確認

LOAに記されている工作機械（又はプログラム）の使用場所に変更がないことが適用条件の一つとなっているためこれを確認する。

ただし、LOAタイプ2の場合は設置住所内での再移転に際しては輸出者及び経産省への事前同意手続きが要されていない[[20]](#footnote-20)ため、使用場所の変更事実を確認した場合であってもそれが設置住所内である場合はLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件に合致しているものとして判断する。

また、2009（平成21）年11月20日から2012（平成24）年3月31日までの間に、輸出者が工作機械に移設検知装置を搭載したうえ、経産省に対してLOAタイプ2と共に次の2点の資料を提出していた場合は、工作機械（又はプログラム）の使用場所の変更事実を確認した場合であってもそれが同一国内であればLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件に合致しているものとして判断する。

①移設検知装置に係る確認書

②「輸出先の国内における再移転であって所有権・使用権の移転を伴わない再移転の場合に限り、貨物の輸出者又は技術の提供者の事前同意を得る手続を行う対象としない」旨の誓約書

以上の範囲を超えた再移転があったことを確認した場合は再移転当時において経産省への事前同意手続きが行われていなかったこと（誓約書違反であること）が明らかとなるため、需要者に詳細を確認のうえ提出書類通達様式14を経産省に提出し、事前同意手続きの不履行があった旨を報告しなければならない。

また、LOAタイプ2が掛かる工作機械（又はプログラム）が日本、「い地域①」[[21]](#footnote-21)又は「り地域」（韓国）以外の国に再輸出されていたことを確認した場合は再輸出当時において経産省への事前同意手続きが行われていなかったこと（誓約書違反であること）が明らかとなるため、需要者に詳細を確認のうえ提出書類通達様式14を経産省に提出し、事前同意手続きの不履行があった旨を報告しなければならない。

なお、LOAタイプ2が掛かる工作機械（又はプログラム）が日本、「い地域①」又は「り地域」に再輸出されていたことを確認した場合は、当該国の輸出管理制度下にある工作機械（又はプログラム）とみなされるため誓約書違反に当たらずLOAも消滅するため、これを以てEUCに変更したものとみなす届け出自体が要されなくなる。

(3)需要者要件の確認

需要者及びその関係会社に軍・兵器製造業者等問題となる者の存在がないことが適用条件の一つとなっているため、需要者からの回答によりこれを確認する。

なお、この適用条件は提出書類通達Ⅰ．③「（前略）最終需要者の関係者に軍、兵器製造等問題となる者の存在はないか」の規定における関係者と同義であり 、需要者と資本関係がある者（出資者や子会社などで情報を入手できる範囲。）を指す 。また、軍・兵器製造業者等問題となる者とは、軍と関係がある者又は核兵器等 若しくは通常兵器を開発・製造するものを指す。

需要者からの回答により、軍・兵器製造業者等問題となる者である旨の回答を得た場合は、需要者に詳細を確認し事実を把握しなければならず、それにより軍・兵器製造業者等問題となる者であることが明らかとなった場合はLOAをEUCに変更したものとみなすための届け出手続きの対象から外れる。

(4)用途要件の確認

最終用途が民生用途に限られていることが適用条件の一つとなっているためこれを確認する。なお、この確認に際しては需要者が工作機械（又はプログラム）で製造した加工物の納入先における用途も含めて可能な範囲で需要者から回答を得る必要がある。

需要者からの回答により、最終用途が民生用途でない旨の回答を得た場合は、需要者に詳細を確認し事実を把握しなければならず、その把握によって民生用途でないことが明らかとなった場合はLOAをEUCに変更したものとみなすための届け出手続きの対象から外れると共に、直ちにその旨を経産省に報告しなければならない。

上記(1)から(4)の確認によりLOAをEUCとみなすための届け出手続きの全ての適用条件に合致した場合は4-8を参照する。合致しない場合はLOAをEUCとみなすための届け出手続きの対象から外れ、2-1-2に基づきLOAをEUCに変更するための事前同意手続きをしなければEUCに変更することはできない。

### 4-7-2 需要者から「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得できない場合

需要者から「工作機械の使用状況等に関する調査票」を取得できない場合は、他の方法によってLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件への適合性を判断するため情報を需要者から取得する必要があるが、その内容については本ガイドラインでは言及しない。

## 4-8 最終用途誓約書に係る注意事項の説明

LOAをEUCに変更したものとみなすための届け出手続きでは、輸出者から需要者に提出書類通達別記3-1「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明し、需要者から理解を得ることが適用条件の一つとなっている。

この適用条件を満たすためには、需要者に対して提出書類通達別記3-1「最終用途誓約書に係る注意事項」について説明を行い、需要者からその内容について理解した旨の書類を取得する必要がある。

EUCへの読み替え後の不用意な誓約書違反を防ぐためにも需要者からその内容について十分に理解を得る必要があるため、最終用途誓約書に係る注意事項の説明は、4-7にて記す全適用条件について合致することを確認した後に行うことを推奨する。

一方で、最終用途誓約書に係る注意事項は、日本から工作機械（又はプログラム）を輸出する際を想定した文書となっており、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きに際する説明にはそぐわない記述もあるため、当委員会にて日工会参考様式5「END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書」を用意した。

当委員会は、この日工会参考様式5を4-7-1における「工作機械の使用状況等に関する調査票」のサイナーにレターやEメールにて送付することを推奨する。

### 4-8-1需要者に日工会参考様式5を送付する場合

4-7により、需要者に日工会参考様式5「END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書」を送付する場合は4-9を参照する。

なお、輸出者にて原輸出許可証又はLOA（事前同意を得ている場合は事前同意書又は事前同意時のLOA）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は、経産省への届け出手続きに要されるEUCも併せて送付しなければならない。

### 4-8-2 需要者に日工会参考様式5を送付しない場合

4-7により、需要者に日工会参考式5「END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書」を送付しない場合は、需要者に提出書類通達別記3-1「最終用途誓約書に係る注意事項」を送付するなど他の方法によって需要者に説明し、4-9を参照する。

なお、輸出者にて原輸出許可証又はLOA（事前同意を得ている場合は事前同意書又は事前同意時のLOA）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は、経産省への届け出手続きに要されるEUCを送付しなければならない。

## 4-9 最終用途誓約書に係る注意事項の承諾取得

需要者から最終用途誓約書に係る注意事項について承諾を得る方法として、当委員会では日工会参考様式5「END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書」の裏面に需要者によるチェック欄とサイン欄を設けている。

したがって、需要者からチェック及びサインを得たうえでその複写をレターやEメールで以て返送を得ることにより、最終用途誓約書に係る注意事項を需要者が理解した旨を把握することが可能である。この確認書のサイナーは工作機械（又はプログラム）の移動について決裁権を有する役職者（例:工場長や生産管理部門長）であれば需要者の代表権者でなくとも構わない。

なお、輸出者にて原輸出許可証又はLOA（事前同意を得ている場合は事前同意書又は事前同意時のLOA）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は、需要者からEUCの原本も取得しなければならない。

### 4-9-1 需要者から日工会参考様式5の複写を取得した場合

　4-9により需要者から日工会参考様式5「END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書」の複写を取得した場合は、その内容について了解した旨のチェックが入っていること及びサイナーが工作機械（又はプログラム）の移動について決裁権を有する役職者（例:工場長や生産管理部門長）以上の者であることを確認する。これは、サイナーによって需要者による回答の確からしさを確保するという趣旨である。工作機械（又はプログラム）の移動について決裁権を有さない者によってサインが行われた疑いがある場合には、輸出者として回答内容の確からしさを認めるまで需要者に確認することを推奨する。

なお、輸出者が原輸出許可証（事前同意の履歴がある場合は事前同意書）又は現許可時のLOA（事前同意の履歴がある場合は事前同意時のLOA）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は需要者からEUCの原本の取得も要されているところ、取得したEUCの記載に誤りがないかも併せて確認しなければならない。

これらの確認ができた場合はLOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの全ての適用条件に合致することとなるため、これに基づき様式24を経産省に届け出る。

### 4-9-2 需要者から日工会参考様式5の複写を取得しない場合

4-9により、需要者から日工会参考様式5「END USE CERTIFICATE(EUC)とみなすための注意事項に関する確認書」の複写を取得しない又は取得できない場合は、他の方法によって最終用途誓約書に係る注意事項を需要者が理解した旨を確認する。

なお、当委員会は最終用途誓約書に係る注意事項を需要者が理解した旨については需要者からもたらされる書類や文書等輸出者にて保管できる媒体によって確認することを推奨しており、輸出者にて保管できない媒体での確認（例：電話確認、口頭確認）は推奨しない。

なお、輸出者が原輸出許可証（事前同意の履歴がある場合は事前同意書）又は現許可時のLOA（事前同意の履歴がある場合は事前同意時のLOA）のいずれか一方でも破棄・紛失している場合は需要者からEUCの原本の取得が要されているため、これを取得した上でその記載に誤りがないかを確認しなければならない。

# 第5章 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き後の注意事項

## 5-1 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き後の注意事項

　輸出者が経産省に様式24を届け出た後、経産省にて様式24に記載された全案件への審査が行われる。

経産省による審査が完了後、輸出者に様式24が1通返却[[22]](#footnote-22)され、これを以て様式24にて届け出た案件のLOAはEUCに変更されたものとして受理されたこととなる。

但し、様式24の中にEUCに変更したものとみなせない案件であると経産省にて判断されたものが含まれている場合は、当該案件が記されている行に取り消し線が引かれる。

経産省の審査によってLOAをEUCに変更したものとみなされなかった案件については、2-1-2の手続きを行わなければEUCへの変更はできない。

## 5-2 LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き受理後の注意事項

　経産省による審査を経てLOAがEUCに変更されたものとしてみなされた場合、当該LOA上の表記に拘わらずその誓約事項は「輸出者が需要者から工作機械（又はプログラム）の再輸出に係る事前同意手続きを求められたときには速やかに輸出者が経産省から事前同意を得る」旨に変更される[[23]](#footnote-23)。

したがって、経産省による審査を経てLOAがEUCに変更されたものとしてみなされた場合は、その旨を需要者に連絡しなければならない。

これ以降、需要者においては工作機械の再販売及び再移転に際する輸出者からの事前同意の取得が要されなくなるが、再販売に際しては需要者自らが再販売先（新たな需要者）からEUCを取得しなければならなくなる。以後、輸出者にて需要者が再販売先（新たな需要者）からEUCを取得することなく工作機械を再販売した旨を把握した場合は、需要者が再販売先（新たな需要者）からEUCを取得するよう仲立ちすることを推奨する[[24]](#footnote-24)。

以上

添付１：STATEMENT OF ASSURANCE

添付2：LETTER OF ASSURANCE

添付1

大量破壊兵 器関 連通達［ 別記 4 の 1 のA ]需要者等が確定している場合

(Use the letterhead of the end user)

To:ABC Co.,Ltd.

STATEMENT OF ASSURANCE

We certify that all of the facts contained in this statementare true and correct to the best of our knowledge and we shall promptly send a supplemental statement to you, disclosing any change of facts or intentions set forth in this statement.

We will not dispose any product listed in item 3 below in a manner contrary to the representations made in this statement or the regulations.

1.Importer

Name:

Address:

2.End user

Name:

Address:

3.Purchased product:

Order No.:

Quantity:

4.Location of the product/reproduct and its purpose of use

Location:

Purpose of use:

5.Restriction of use

We will not use the product/reproduct and itsrelated technology & software for the purpose to develop and/or manufacture the weapons of mass destruction (i.e.,nuclear weapons, biological weapons, chemical weapons and missiles).

6.Restriction of resale

We will not re-export or retransfer the product/reproduct and its related technology & software to any foreign country. However, if we have to re-export or retransfer the product/reproduct and its related technology & software to the foreign country unavoidably, we will obtain a prior agreement about the transaction from you.

Signature of representative:

Name (Type or print) :

Title :

Date ：

添付2

［参考様式］

**【需要者等確定の場合の需要者等誓約書】**

**（大量破壊兵器通達別記４の１のＡの(１)の需要者等の誓約書）**

TO: 注）輸出者名（法人名）を記載

**LETTER OF ASSURANCE**

1. Importer

Name:

Address:

2. End User

Name:

Address:

3. Contract No. ←　注）契約番号がない場合は当該契約名を記載

4. Name of the goods, model number (class), quantity

← 注１）許可証記載の『商品名』、『型及び等級』、『数量』を記載

注２）貨物と同時にプログラムを提供する場合は、以下のように貨物名とプログラム名の両方を記載

　　　　4. Name of the goods or their replicas, or the technology or software, model 　　　　　　number(class),quantity

　　　　（１）○○社製工作機械（型式○○○）　１基

　　　　（２）上記貨物に附属する△△社製○○装置（型式××）用プログラム　１セット

5. Place of installation or use for the goods and their replicas, or the technology and software.　←　注）貨物のみの申請の場合は下線部不要

Name:

Address:

6. Purpose of use for the goods and their replicas, or the technology and software.   
←　注）貨物のみの申請の場合は下線部不要

7. Assurance for the end use

We will use the goods and their replicas, or the technology and software for civil use only, we will never use them for the development or the manufacture of weapons for mass destruction such as nuclear, biological or chemical weapons and missiles.  
←　注）貨物のみの申請の場合は下線部不要

8. Assurance for re-sale, re-transfer , or re-export of the goods, or re-transfer of the technology and software

We will never re-sell, re-transfer , or re-export the goods and their replicas, nor re-transfer the technology and software.

However, ｉn case we re-sell, re-transfer, or re-export the goods and their replicas, or re-transfer the technology and software owing to unavoidable circumstances, we shall obtain a prior written consent from注）輸出者名（法人名）を記載.

←　注）貨物のみの申請の場合は下線部不要

Name of end user: .

Title of Signer: .

（Signature）: .

Date: .

1. 添付1 のSTATEMENT OF ASSURANCEを参照。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 添付2のLETTER OF ASSURANCEを参照。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 現在の運用通達の別表第1の別紙の（注）に相当。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 大量破壊兵器通達別記4.1(1)にて規定。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 大量破壊兵器通達別記4.1(2)にて規定。 [↑](#footnote-ref-5)
6. ただし、制度移行期間として2012（平成24）年4月1日から同年6月30日まではLOAタイプ2を用いた輸出許可申請が可能であったため、同期間に発行されたLOAタイプ2も存在する。 [↑](#footnote-ref-6)
7. 提出書類通達Ⅱ.2(1)にて規定。 [↑](#footnote-ref-7)
8. なお、需要者未定の状態で「ろ地域」に工作機械（又はプログラム）をストックする場合は、再輸出だけではなく再販売についても輸出者への事前同意相談の対象。 [↑](#footnote-ref-8)
9. 提出書類通達別記3-1にて規定。 [↑](#footnote-ref-9)
10. 提出書類通達Ⅲ．3にて規定。 [↑](#footnote-ref-10)
11. 刑事訴訟法第250条2にて定める公訴時効に準じ、輸出令別表第1の2から4までの項の貨物及び外為令別表の2から4までの項の技術の輸出関連書類は輸出後7年間、輸出令別表第1の15の項の貨物及び外為令別表15の項の技術の輸出関連書類は輸出後5年間保管することとなっている。 [↑](#footnote-ref-11)
12. 提出書類通達Ⅲ.4（１）（注3）にて規定。 [↑](#footnote-ref-12)
13. 提出書類通達Ⅲ.4（１）（注3）にて規定。 [↑](#footnote-ref-13)
14. 「提出書類通達様式24（LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続き）に関する日工会Q&A」Q8及び9を参照。 [↑](#footnote-ref-14)
15. 別添の日工会参考様式1「STATEMENT OF ASSURANCEが掛かる工作機械に関する調査へのご協力のお願い」を参照。 [↑](#footnote-ref-15)
16. 別添の日工会参考様式2「工作機械の使用状況等に関する調査へのご協力のお願い」を参照。 [↑](#footnote-ref-16)
17. 別添の日工会参考様式3「LETTER OF ASSURANCEが掛かる工作機械に関する調査へのご協力のお願い」を参照。 [↑](#footnote-ref-17)
18. 別添の日工会参考様式4「工作機械の使用状況等に関する調査へのご協力のお願い」を参照。 [↑](#footnote-ref-18)
19. オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国、日本。 [↑](#footnote-ref-19)
20. 再移転を行った期日に拘わらず、再移転の実績が設置住所内である場合は、LOAをEUCに変更したものとみなす届け出手続きの適用条件に合致しているものとして判断する。 [↑](#footnote-ref-20)
21. アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク。 [↑](#footnote-ref-21)
22. 提出書類通達Ⅲ．４(1)①にて、様式24を2通届け出る旨を規定。 [↑](#footnote-ref-22)
23. 提出書類通達Ⅲ．４にて規定。 [↑](#footnote-ref-23)
24. 需要者が再販売先（新たな需要者）からEUCを取得することなく工作機械（又はプログラム）を再販売する行為は最終用途誓約書に係る注意事項に反するものの、経産省への誓約事項への違反には当たらない。 [↑](#footnote-ref-24)